令和８年度 児童虐待防止施設職員等研修事業
業務委託企画提案募集実施要領

１　趣　旨

本県では、児童に対する虐待の防止等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、児童養護施設等において児童の処遇に携わる職員の資質向上を図るため、「施設等職員に対する施設相互派遣研修」と「施設長マネジメント研修」を委託する形態で実施します。

委託部分については、高度な企画力や施設等間における調整力を必要とすることから、民間事業者を対象に、企画提案による公募を実施するものです。

２　業務委託の内容に関する事項

（１）業務名

児童虐待防止施設職員等研修事業

（２）業務内容

別紙『令和８年度 児童虐待防止施設職員等研修事業　業務委託仕様書』のとおり

（３）契約期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

（４）委託料上限額

４，４０６，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限額とする。

- 委託経費は業務に係る契約締結上限額であり、この金額の範囲内で見積書が提出された場合に限り、審査委員会での審査及び契約締結が可能となります。
- 見積額が上限額を超えた場合には審査自体を行いません。
- 企画提案が採用された事業者に対しては、業務内容を調整の上、再度、見積書の提出をお願いする場合があります。

３　応募資格に関する事項

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）埼玉県財務規則（昭和３９年埼玉県規則第１８号。以下「財務規則」という。）第９１条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始の申立てをしていない者であること。

（４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続開始の申立てをしていない者であること。

（５）本業務の公告日から本契約成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成２１年４月１日施行）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。

（６）本業務の公告日から本契約成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成２１年４月１日施行）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

（７）法人税、法人都道府県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者であること。

４　手続き等に関する事項

（１）企画提案書の受付

ア　提出期限　　令和８年３月１８日（水）午後５時まで

イ　提出場所　　４（２）のとおり

ウ　提出書類　　・　団体概要調書（様式１）
・　業務受託実績調書（様式２）
・　企画提案書（表紙）
・　事業の実施体制（様式３）
・　事業実施にあたっての提案（様式４）
・　事業実施スケジュール（様式５）
・　予算見積調書（任意様式）
※　見積額には消費税及び地方消費税の額を明示すること。

エ　提出部数　　６　部（正本１部、副本５部）

オ　提出方法　　持参又は郵送（郵送の場合は書留とし、提出期限内に必着のこと。）

（２）担当（問い合わせ先・提出場所）

〒３３０－９３０１　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目１５番１号
埼玉県福祉部こども安全課養護担当
（電　話）０４８－８３０－３３３１
（ＦＡＸ）０４８－８３０－４７８７
（E-mail）a3340-05@pref.saitama.lg.jp

５　業務委託候補者の選定に関する事項

（１）選考方法

提出期限までに必要書類の提出があった者の中から、別添の審査基準により評価を行い、県において選定します。なお、選定に当たってはプレゼンテーション審査を原則実施いたしますが、応募状況等により書面審査とする場合があります。

（２）選定結果の通知

選定結果は令和８年３月２５日（水）までに電子メールで通知します。

6　参加資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、業務委託候補者の選定手続への参加資格を失うことがあります。

（１）３（応募資格に関する事項）の要件を満たさなくなったとき。

（２）企画提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しなかったとき。

（３）企画提案書の記載が、留意事項（各様式に記載）に適合しなかったとき。

（４）企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。

（５）企画提案書に記載すべき事項以外の事項が記載されていたとき。

（６）企画提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

7　その他

（１）本企画提案による公募への参加者を広く募るため、埼玉県ホームページへの掲載等により周知を図ります。

（２）提出された企画提案書は返却しません。

（３）本企画提案による公募に係る書類の作成及び提出に係る費用並びに審査会への参加費用は全て参加者の負担とします。

（４）企画提案書は、本業務の委託候補者の選定以外の目的には使用しません。なお、企画提案書は、埼玉県情報公開条例に基づき公開する場合があります。

（５）選定後、本企画提案による公募に参加した事業者を公開する場合があります。

ただし、提案内容及び審査内容については公開しません。

（６）業務委託に関する予算は、現在、埼玉県議会定例会において令和８年度埼玉県一般会計予算案として審議している段階にあるため、当該予算案が可決・成立しない場合又は予算額に減額等があった場合は、今回の企画提案による業務委託の調達手続きを延長し、又は停止することがありますので、あらかじめ御承知おきください。

なお、上記に伴い、企画提案参加者又は受託予定者に損害が生じた場合であっても、本県はその損害について一切の負担を行いません。